平成23年12月

公害防止対策事業計画の同意基準

環境省

同意を求める公害防止対策事業計画が以下を満たしていること。

- 1. 公害財特法第2条の2第1項に規定する事業を対象とするものであること。
- 2. 当該事業が、別紙「「公害が著しい」ことの判断基準」を満たし公害の防止に 関する総合的施策の必要な地域、又は著しい公害が生ずる可能性について客観 的根拠から十分に検討し別紙「「公害が著しい」ことの判断基準」と比較した 上で、公害の防止に関する総合的な施策の必要な地域において、公害防止計画 の期間内かつ公害財特法の有効期限内に実施されるものであること。
- 3. 当該事業が、公害防止計画において、環境基準等が未達成であり、又は今後 未達成となるおそれが高く、その達成又は未然防止に向けて重点的に取り組む 必要がある課題(以下「主要課題」という。)に係る施策として位置づけられ ていること。
- 4. 当該事業の公害財特法における根拠条項等、事業主体、実施場所、実施期間、該当する主要課題及び該当する主要課題との関係を記載していること。
- 5. 同意を求める公害防止対策事業計画について、公害防止計画の他の部分と区分して記載していること。
- 6. 同意を求める公害防止対策事業計画が、以下を確認できる公害防止計画に位置づけられていることにより、当該事業が当該主要課題に係る環境基準等の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資すると認められること。
- (1) 当該主要課題に係る過去における施策の実施状況を記載するとともに、それらの効果、課題等の分析評価を行っていること。
- (2)(1)の分析評価や環境への負荷量の状況を踏まえつつ、当該主要課題に対して講ずることが必要な公害の防止に関する施策を総合的に記載していること。
- (3) 当該主要課題に係る公害の防止に関する施策の実施期間や効果が現れる期間等を踏まえつつ、社会経済状況の変化にも対応できるよう、適切な計画期間を設定するとともに、当該期間内において環境基準等をどの程度達成するかの見込みについても記載していること。
- (4) 当該主要課題に係る公害の防止に関する施策を実施する各主体が連携して 施策を推進するとともに、地域の環境の適切なモニタリングと公害の防止に 関する施策の適切な進行管理を行い、公害防止計画の効果的かつ着実な推進 が図られるものであること。
- 7. 同意公害防止対策事業計画を変更する場合にあっては、変更箇所について上記のうち関連する要件を満たすものであること。

「公害が著しい」ことの判断基準

公害防止対策事業計画について環境大臣が同意を行うに当たっての「公害が著しい」ことの判断基準を下記のとおり示す。

記

「公害が著しい」ことについては、環境基準等の超過状況を公害対策の必要性の観点から市区町村ごとに下表により評価した上で、その評価点数の合計が原則9点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

その際、次の事項に留意することとする。

- ①最新年度の測定データに基づき評価することを基本としつつ、各年の気象条件や測定値のトレンド等を勘案して的確に評価する。
- ②地下水の水質汚濁及び土壌汚染については、汚染の広がりや有害物質の曝露経路等を踏まえ評価する。
- ③環境基準が定められていない公害の種類及び項目についても、その汚染等の状況が地域住民に及ぼす影響及びリスク評価等を踏まえ考慮する。

なお、平成22年度を終期とする公害防止計画(公害防止対策事業計画の同意後は、直近の同意公害防止対策事業計画)により対象とされていた地域であって、引き続き定められる公害防止対策事業計画に係るものにおいては、計画期間が終了した際、環境の状況が十分かつ安定的に改善されたことをもって著しい公害が改善されたとみるべきであるため、上記に基づき評価した上で、その評価点数の合計が原則7点以上の場合について、汚染等の広がりや被害の程度等地域の実情を勘案し判断することとする。

また、環境基準の設定又は改定等があった場合は、必要に応じ、上記の「公害が著しい」ことの判断基準を見直すこととする。

<下表の評価方法について>

- ① 環境項目」ごとに「基準値」を超過した場合に「評価点」を加算する。このとき、複数地点で「基準値」を超過した場合であっても、新たな「評価点」の加算は行わない。ただし、地下水汚染、土壌汚染については、複数項目で「基準値」を超過した場合であっても「評価点」2として評価する。
- ②複数の「評価点」を有する「環境項目」については、「基準値」の超過状況に応じて一つの「評価点」のみ加算する。
- ③大気汚染の「二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質」の評価にあたっては長期的評価により判断する。

大気汚染		
環境項目	基準値	評価点
二酸化硫黄	環境基準	2
一酸化炭素	環境基準	2
浮遊粒子状物質	環境基準	2
微小粒子状物質	環境基準	2
二酸化窒素	環境基準	2
光化学オキシダント	注意報レベル	2
	環境基準	1
ベンゼン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域(地下水を含む)の水質汚濁(健康項目)		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
塩化ビニルモノマー(地下水のみ)	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
1,2-ジクロロエチレン(地下水のみ)	環境基準	2
シスー1,2ージクロロエチレン(公共用水域のみ)	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1.3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
1,4-ジオキサン	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水底の底質汚染		
環境項目	基準値	評価点
ダイオキシン類	環境基準	2

土壤污染		
環境項目	基準値	評価点
カドミウム	環境基準	2
全シアン	環境基準	2
有機燐	環境基準	2
鉛	環境基準	2
六価クロム	環境基準	2
砒素	環境基準	2
総水銀	環境基準	2
アルキル水銀	環境基準	2
PCB	環境基準	2
銅	環境基準	2
ジクロロメタン	環境基準	2
四塩化炭素	環境基準	2
1,2-ジクロロエタン	環境基準	2
1,1-ジクロロエチレン	環境基準	2
シスー1,2ージクロロエチレン	環境基準	2
1,1,1-トリクロロエタン	環境基準	2
1,1,2-トリクロロエタン	環境基準	2
トリクロロエチレン	環境基準	2
テトラクロロエチレン	環境基準	2
1,3-ジクロロプロペン	環境基準	2
チウラム	環境基準	2
シマジン	環境基準	2
チオベンカルブ	環境基準	2
ベンゼン	環境基準	2
セレン	環境基準	2
ふっ素	環境基準	2
ほう素	環境基準	2
ダイオキシン類	環境基準	2

公共用水域の水質汚濁(生活環境項目)		
環境項目	基準値	評価点
河川BOD	環境基準	1
湖沼COD	環境基準	1
湖沼(全窒素・全燐)	環境基準	1
海域COD	環境基準	1
海域(全窒素・全燐)	環境基準	1

騒音•地盤沈下		
基準値	評価点	
要請限度	2	
環境基準	1	
環境基準	1	
環境基準	1	
2cm/年	1	
	要請限度 環境基準 環境基準 環境基準	